

浜松まつり会館 指定管理者募集要項

浜松市中央区南行政センター

令和7年9月

浜松まつり会館指定管理者募集要項・目次

1	浜松まつり会館の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	指定管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・	2
3	指定管理期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	指定管理料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	利用料金の規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	事業所税の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	利用料金減免の手続・・・・・・・・・・・・・・・・	3
8	指定管理料の上限額・・・・・・・・・・・・・・・・	3
9	応募資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
10	提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
11	指定管理者の募集及び選定方法・・・・・・・・	6
12	指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）	6
13	募集要項の配布・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
14	募集要項に関する照会、質問事項の受付	7
15	応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて	7
16	提案書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
17	費用の負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
18	障がい者の雇用促進・就労支援について	8
19	実績の反映について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
20	選定基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
21	選考結果のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・	9
22	選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について	9
23	指定管理者の指定について・・・・・・・・・・	10
24	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

別紙1 浜松まつり会館指定管理者選定基準

浜松まつり会館指定管理者募集要項

1 浜松まつり会館の概要

(1) 名称 浜松まつり会館

(2) 所在地 浜松市中央区中田島町1313番地

(3) 施設概要等

- 建設年度： 昭和59年度 ※ 新耐震基準により建設
- 構造等： 鉄骨鉄筋造、一部鉄筋コンクリート造平屋建て
- 敷地面積： 7,779㎡、延床面積： 1,696.54㎡
- 施設内容

 風展示室 498.2㎡

 屋台展示室 456.6㎡

 ハイビジョンルーム 58.4㎡

 風糸製造室 65.4㎡

 売店

 トイレ

 事務室

 自動販売機コーナー

 その他… 指定管理者の管理対象外の施設。()内は管理者。

 ・駐車場 (都市整備部 公園管理事務所)

 ※午前8時30分から午後5時30分まで

 普通車 191台、大型車 14台

(4) 施設の設置目的

 年間を通じて市に訪れる観光客に対し、「浜松まつり」の醍醐味をいつでも体感してもらうことを目的とし、風や御殿屋台の展示や、映像と音楽を駆使して臨場感あふれるまつりを再現することで、観光・文化の振興及び地域の活性化を図るとともに、観光客や市民の交流の場や機会としても寄与すること

(5) 開館時間

 午前9時から午後4時30分まで

 ※ 開館時間は、市との協議により変更(延長)が可能です。

(6) 休館日

 12月29日から翌年の1月3日まで

 ※ 休館日は、市との協議により変更が可能です。

(7) 年間利用者数、主な利用者

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般	3,228人	3,321人	4,937人	5,525人	6,344人
団体	110人	50人	354人	921人	429人
その他	8,180人	8,513人	12,595人	13,809人	15,794人
合計	11,518人	11,884人	17,886人	20,255人	22,567人

※その他とは、無料利用者（70歳以上、中学生以下又は障がい者）

(8) 法令等の規定

都市公園法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松まつり会館条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）等

(9) 現在の指定管理者に関すること

- 管理者 遠鉄アシスト株式会社
- 指定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 浜松まつり会館の運営及び維持管理に関すること
- (2) 浜松まつり会館の入場に係る利用料金の徴収に関すること
- (3) 浜松まつり会館条例第3条に規定される事業の実施に関すること
- (4) 施設の適正な維持管理のための「公募仕様書」に記載する業務に関すること

※ 浜松市との協議により、施設のPRや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。ただし、自主事業の実施のために施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

3 指定管理期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

4 指定管理料

- (1) 会計年度
毎年度4月1日から翌年3月31日まで
- (2) 指定管理料の支払い方法

指定管理者から四半期終了後の翌月15日までに終了した四半期分の指定管理料の支払いに関する請求書を提出していただき、請求書受領後30日以内に指定管理料を支払います。

※ 指定管理料は、四半期毎の後払いとなります。

※ 利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込み額の差額を指定管理料として支払います。

(3) 指定管理料の算定

利用料金制を採用しているので、原則として、施設の管理に要する費用に対し、指定管理者の提案する利用料金等の事業収入の見込み額をもって補うことのできない費用を指定管理料としますが、具体的な金額については、指定管理期間全体に関する基本協定書において定めるものとします。

なお、過去3年間の指定管理料は以下のとおりです。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
指定管理料	15,840 千円	15,851 千円	15,840 千円

5 利用料金の規定(以下の上限の範囲内で指定管理者が設定できますが、あらかじめ市の承認が必要です)

利用料金 個人：410円(満15歳以上の者で、中学生及びこれに準ずる者以外のもの)

団体：30人以上1人につき 個人の利用料金の9割に相当する額

100人以上1人につき個人の利用料金の8割に相当する額

※ 利用料金の詳細は、浜松まつり会館条例をご覧ください。

6 事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

7 利用者減免の手続

浜松まつり会館条例及び同条例施行規則等をご覧ください。

8 指定管理料の上限額

管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格となります。

令和 8年度 23,855,000円

令和 9年度 23,855,000円

令和10年度 23,855,000円

合計 71,565,000円

※ 上記の金額は、すべて消費税及び地方消費税率(10%)を含みます。

※ 消費税10%の税込金額を記載してください。なお、基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

8の2 賃金水準の変動への対応

指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に、指定期間2年目以降の指定管理料の見直しを行う仕組みを導入します。

人件費のうち対象となる部分を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映します。変動分がマイナスの場合も指定管理料に反映します。また、その際、基準額となる人件費の±1.0%分までの金額は、指定管理者の負担となります。(以下、この仕組みを「賃金スライド制度」という)。

申請団体は「対象人件費等計算書」に必要事項を記入のうえ、指定管理者指定申請書提出時に提出してください。また、指定管理者として指定された後、賃金スライド制度に基づき、対象人件費の実績額を市へ報告する必要がありますので、ご注意ください。

賃金スライド制度の詳細については、「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き」をご参照ください。

「指定管理者制度における賃金スライド制度の手引き」は市ホームページに掲載されています。

市トップ → 創業・産業・ビジネス → 指定管理者制度 → 公の施設における指定管理者制度
→ 指定管理者制度における賃金スライド制度について

9 応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体でないこと
- (2) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと
- (3) 浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下以下同じ。）となっている法人その他の団体にないこと
- (5) 暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体にないこと
- (6) 法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと
- (7) 指針第10条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体にないこと
- (8) 浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条第4号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと

- (9) 浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務又は本市の公共施設等運営権者の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）でないこと
- (10) 過去3年間に条例第13条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと
- (11) 共同事業体による応募は可とする
- (12) 本施設の応募において、他のグループに属している団体でないこと
- (13) 浜松まつり会館の管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体

10 提出書類（提出部数は、正本1部、副本20部の計21部）

- (1) 指定管理者指定申請書（第3号様式）
- (2) 宣誓書及び同意書（第4号様式）
- (3) 役員等名簿（第4-2号様式）
- (4) 履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
- (5) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (6) 過去3年間の貸借対照表、損益計算書（収支計算書）など経営状況のわかるもの
- (7) 設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
- (8) ①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」（証明日は3ヶ月以内の日付であること）
 ②直近2年間の法人事業税の納税証明書（本社、本店及び支社、支店、営業所等が静岡県内でない場合は、その所在する都道府県のものをご提出ください）
 ※ 指定管理者に選定された場合、①は毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。
- (9) 「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下の書類
 ①委任状
 ②法人市民税確定申告書（第20号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第22の3号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）
- (10) 浜松まつり会館指定管理者事業計画書（第5号様式）（全期間分）
- (11) 事業提案書（当日プレゼンテーション資料）
- (12) 提案資料の取扱いに関する回答書「第4-4号様式」 ※詳細は22（4）参照
- (13) 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等
 ※ 共同事業体の場合、（2）～（9）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。
- (14) 賃金スライド制度に基づく「対象人件費等計算書」（賃スラ様式1）

1 1 指定管理者の募集及び選定方法

(1) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

(2) 選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「中央区指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「中央区指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

(3) 選定結果等の通知

審査の連絡は、提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

(4) 協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

(5) 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

1 2 指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

令和7年 9月25日	～	10月31日	募集要項のホームページ掲載及び配布
9月25日	～	10月10日	募集要項に関する照会、質問事項の受付
10月 8日（午後）			応募者説明会、参考資料の閲覧
10月17日			質問事項に対する回答
9月25日	～	10月31日	提出書類の申請受付
11月上旬	～	11月中旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。

質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。

11月中旬	ヒアリング・プレゼンテーションの開催 候補者選定のための選定会議
12月上旬	優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
12月中旬	仮基本協定の締結
令和8年2月下旬	指定管理者の指定（2月市議会議決による）
2月下旬	基本協定締結
2月下旬 ～ 3月下旬	引継ぎ等

1 3 募集要項の配布

募集要項は、令和7年9月25日（木）から令和7年10月31日（金）まで配布いたします。

- ・配布場所：中央区南行政センター総務・企画グループ

〒430-0897 浜松市中央区江之島町600番地の1

電話：053-425-1120

- ・配布時間：午前9時～午後5時15分

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載箇所】

市トップ → 創業・産業・ビジネス → 指定管理者制度 → 公の施設における指定管理者制度

1 4 募集要項に関する照会、質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ・受付期間：令和7年9月25日（木）から10月10日（金）までとします。（受付時間 午前9時～午後5時15分）

- ・受付方法：募集要項の内容等に関する質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

- ・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて回答します。（回答日：令和7年10月17日（金）予定）

※質問は、必ず郵送、ファクス、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問には受け付けられません。（以外の方法で回答を希望される場合はご相談ください）

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

中央区南行政センター総務・企画グループ 担当者：森田、植田

〒430-0897 浜松市中央区江之島町600番地の1

FAX：050-3385-8948

メールアドレス：s-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

1 5 応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

（1）指定管理業務等説明会

浜松まつり会館の指定管理者への応募者に対する指定管理業務等についての説明会を現地開催します。参加される場合は、事前にFAX又は電子メールで、南行政センターまでご連絡ください。

※説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません。

- ・日時 令和7年10月8日（水） 午後2時30分から午後4時30分まで
- ・場所 浜松市中央区中田島町1313番地 浜松まつり会館内ハイビジョンルーム
- ・申込期限 令和7年10月3日（金） 午後5時まで

（2）提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案内容等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行います。下記日程で実施しますが、詳細については指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

- ・日時 令和7年11月中旬

16 提案書類の提出

指定申請書等、提出書類は、必要部数（「10 提出書類」を参照）を揃え、令和7年10月31日（金）午後5時までに南行政センターに提出してください。（期限日時必着、郵送可）

指定申請書等の提出後から、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング実施日までの間に指定管理者の指定申請を取消す場合は、提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング実施日の前日までに文書にて辞退する旨、お知らせください。

17 費用の負担

提出に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

18 障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

19 実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、次のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同事業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象なりません。

（1）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乘じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定期間以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点 (事後評価)	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	+ 5.0%
70点～80点未満	優れている	+ 2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	- 2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	- 5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間				A	A/4	※小数点第2位 以下切り捨て
	1年目	2年目	3年目	4年目			
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率	
加算率	0.0%	+ 2.5%	0.0%	+ 2.5%	+ 5.0%	+ 1.2%	

選定時評価点 75.4 点 × 1.2% = 0.9 点を加点 ※小数点第2位以下切り捨て

(2) 遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（４年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

【減点項目】

- ・ 提案した業務及び自主事業を実施しなかった場合（不実施に正当な理由がない場合）
- ・ 労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合
- ・ その他の関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反をした場合
- ・ 当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合
- ・ 保険に加入しなかった場合
- ・ 事業報告書の提出期限を超過した場合
- ・ 事業報告書の記載不足、重大な誤記載があった場合

2 0 選定基準

別紙のとおり

2 1 選考結果のお知らせ

応募者全員に、令和 7 年 1 2 月上旬に文書にてお知らせします。

2 2 選考に関する応募書類の取扱いと情報の公開について

(1) 提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

(2) 指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

① 応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

② 選定理由（優先交渉権者のみ）

③ 提案の概要

④ 提案金額

⑤ 評価内容

⑥ 評価結果（点数）

※合格点は別紙選定基準参照

(3) 情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

(4) 提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても(3)に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報(応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等)は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

- 提出物
- ・提案資料の取扱いに関する回答書「第4-4号様式」
 - ・応募者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料(提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したもの)を提出。
ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、13提出書類に規定する提出部数に関わらず1部のみ提出で構いません。

2.3 指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。(令和8年2月定例会提案予定)

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

2.4 その他

市では今後、新たな財源の確保、施設的良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ(市の施設等に愛称を命名する権利)の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

問い合わせ先

浜松市中央区南行政センター総務・企画グループ 担当 森田、植田

住所 〒430-0897 浜松市中央区江之島町600番地の1

電話 053-425-1120・FAX 050-3385-8948

メールアドレス s-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

浜松まつり会館 指定管理者選定基準

評 価 項 目		配 点	得 点
1 施設運営管理方針に関する項目（合格点 5. 5 点以上）			
(1) 施設の性格や目的の理解		5	
(2) 提案が市の施策に沿ったものであること		5	
小 計		10	
2 事業提案（計画）に関する項目（合格点 25. 3 点以上）			
(1) 事業の具体的取組み方（機能性）		6	
(2) 施設の運営体制・職員の配置（責任性・実行性）		6	
(3) 適正な管理・モニタリング（規律性）		6	
(4) 安全管理・緊急時への対応（安全性）		7	
(5) 市民サービスの向上（独創性）		10	
(6) 環境・地域等への配慮（社会貢献）		7	
(7) 平等利用（平等性）		4	
小 計		46	
3 指定管理者に関する項目（合格点 11. 0 点以上）			
(1) 団体の物的・財政的能力（経営の健全性）		6	
(2) 施設の運営実績（団体の能力）		7	
(3) 団体の地域貢献（地域の活性化）		7	
小 計		20	
4 指定管理者の活動に関する項目			
(1) 浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと		4	
(2) 各種認定等の有無		1	
小 計		5	
5 指定管理料に関する項目（1）（合格点 5. 0 点以上）			
収支計画の妥当性		9	
小 計		9	
6 指定管理料に関する項目（2）			
$\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times \text{配点}$		10	
小 計		10	
合 計		100	